

宇美町公告第2号

入札公告

町有財産の売却について、次のとおり条件付一般競争入札を行うこととしたので、宇美町契約規則（平成21年宇美町規則第5号）第5条の規定に基づき公告する。

令和8年1月13日

宇美町長 安川 茂伸

1. 入札に付する事項

町有地の公売

2. 公売物件 (1) 所 在 原田四丁目451番86 外1筆

(2) 地 目 宅地及び雑種地

(3) 面 積 367.76 m²

(4) 用途地域 第一種中高層住居専用地域

3. 公売予定価格 11,584,440円 (31,500円/m²)

4. 用途の禁止

この公告において公売する物件については、次の用途に供することを禁止する。この場合において、禁止する用途に供したことが明らかになったときは、この公売により決定した売買金額にて町が買い戻すものとする。

(1) 政治的又は宗教的な用途

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連営業その他これらに類するものの用途

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体（以下「暴力団等」という。）及びこれらの構成員（以下「暴力団員等」という。）がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途

(4) 公害（環境基本法（平成5年法律第91号）第2条第3項に規定する公害をいう。）が生じることが予想される用途

5. 土地利用

土地取得後の造成工事、建築物の工事に際して生じる関係機関、近隣住民等地元関係者との協議、調整等については、取得者の責任で行うこと。

6. 競争入札参加資格

当該入札に参加する者に必要な資格は、入札保証金を預託することのほか、この公告の日から落札者決定までの間において次の要件に該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項に規定する者
- (2) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年者
- (3) 破産者で復権を得ていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- (4) 暴力団等、暴力団員等又はそれらのものと密接な交際又は社会的に非難される關係を有していることが明らかな者
- (5) 当該入札の実施に係る事務に従事している宇美町役場の職員

7. 入札に関する禁止事項

入札に際し、次の事項は禁止するものとする。なお、禁止事項に該当した入札であると認められた場合は、当該入札を無効とする。

- (1) 同一の者（共有での申込の場合も含む。）が複数枚の入札書を提出すること。
- (2) 入札保証金又はそれに代わる担保の納付若しくは提供をした物件（以下「希望物件」という。）を入札当日に変更して入札すること。
- (3) 提出した入札書を差替え又は訂正をすること。

8. 入札関連書式の配布

入札に参加しようとするときは、次の入札に関する書類等を、宇美町役場管財課で受領すること。

- (1) 入札保証金納付書・領収書（宇美町契約規則（平成 21 年宇美町規則第 5 号）
【様式第 1 号】
- (2) 誓約書【別紙 2】
- (3) 入札書【別紙 3】
- (4) 委任状【別紙 4】
- (5) 入札保証金返還請求書【別紙 5】
- (6) 共有申出書【別紙 6】

9. 現地説明会

現地説明会は、行わない。

10. 入札保証金

入札に参加する者は、次の事項に従い入札保証金納付書を付して、入札保証金又はこれに代わる担保を納付若しくは提供しなければならない。

- (1) 納付金額 579,222 円（公売予定価格の 5%）

(2) 納付場所 宇美町役場 会計課

口座振替を希望される方

- ・銀行名 西日本シティ銀行 宇美支店
- ・入金口座 普通預金 19246
- ・口座名称 宇美町会計管理者 大神隆史
- ・読み仮名 ウミチカイケイソリシャ オカミタクシ

※振込手数料は支払者負担とする

(3) 納付期限 令和8年2月16日（月） 15時まで

1 1. 入札保証金に代わる担保

前項に規定する担保は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国債及び地方債
- (2) 銀行その他町長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
(ただし、先日付小切手は除く。)
- (3) 銀行その他町長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書きを
した手形
- (4) 銀行その他町長が確実と認める金融機関に対する定期預金債権
- (5) 銀行その他町長が確実と認める金融機関の保証

1 2. 入札保証金の返還

入札保証金又はこれに代わる担保は、入札会が終了し、入札保証金返還請求書を受領した後に返還する。ただし、落札者については、契約保証金に充当することができるものとする。

1 3. 質疑応答

この入札に係る質疑は、令和8年2月10日（火）15時まで受け付けるものとする。

質疑に対する回答は、令和8年2月13日（金）14時までに宇美町のホームページに掲載するほか管財課の窓口で行う。

なお、質疑の方法は、メール又はFaxによるものとし、宛先を宇美町役場管財課とした上で「町有地公売に関する質疑」等の表題を付すこと。メールアドレス及びFax番号は、次のとおり

- (1) メールアドレス：kanzai@town.umi.lg.jp
- (2) F a x 番 号：(092)933-7512

1 4. 入札会

入札は、次の日時等に開催する。なお、入札会は、公開で行い、入札者以外でも傍聴できるものとする。ただし、入札会場の都合等により傍聴を制限することがある。

- (1) 開催日時 令和8年2月17日（火）午前10時40分から
※入札開会時間の詳細については、【別紙1】「売却物件一覧表」を参照すること。
- (2) 入札会場 宇美町役場 本館1階 第2会議室
- (3) 必要書類 入札書、入札保証金領収書、本人又は代理人を確認できる書類（免許書等）、委任状（代理人が入札書を提出する場合のみ必要）、共有申出書（共有名義で購入を希望する場合のみ必要）、誓約書及び入札保証金返還請求書
- (4) 失格 入札会に遅刻した、若しくは前号の書類に不備が有る、又は提出をしない者は失格とする。

1.5. 入札方法等

入札は、入札会において、所定の入札書を提出することにより行う。この場合において代理人が入札書を提出するときは、事前に委任状を提出しなければならない。また、共同で入札書を提出する場合は、事前に共有申出書を提出しなければならない。

なお、入札書に係る注意事項等については、次の各号のとおりとする。

- (1) 入札書の様式は、本公告に規定する入札書（別紙3）でなければならない。
- (2) 入札書に記載する住所又は所在地及び氏名又は称号等は、住民登録の内容と一致しなければならない（入札者が法人の場合は、商業登記簿に記載されている内容と一致しなければならない。）。
- (3) 入札書に記載する金額等の数字は、アラビア数字（例：1,2,3等）の字体を使用すること。
- (4) 入札書の金額は、誤記入した場合は、訂正してはならない。この場合においては、改めて未使用の入札書に必要事項を書き直さなければならない。
- (5) 一度提出した入札書は、引換、変更又は取消しをすることができない。

1.6. 代理人

代理人となる者は、次の事項に違反してはならない。違反していると認めた場合は、当該入札を無効とする。

- (1) 同一の物件について、入札者が他の者の代理人となること。
- (2) 同一の物件について、2人以上の代理人となること。

1.7. 無効となる入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格が無い者が提出したもの
- (2) 必要事項の記載及び押印が無いもの
- (3) 必要事項が不明瞭なもの
- (4) 入札額が訂正されているもの
- (5) 一つの物件に対して同一の者が2通以上提出したもの
- (6) 委任状を提出しない代理人が提出したもの

(7) この公告その他関係法令等に違反したと認められるもの

1 8 . 開札の方法

開札は、入札が終了した後、入札者又は代理人立会いのもと直ちに行う。この場合において入札者又は代理人が立ち会えないときは、当該入札の実施に係る事務に従事している宇美町役場の職員以外の職員を立ち会わせるものとする。

1 9 . 落札者の決定

落札者は、公売予定価格以上の金額で入札をした者のうち、最高価格にて入札をした者とする。

2 0 . 最高価格となる入札額が同額の者が 2 名以上いる場合の取扱い

開札の結果、最高価格となるべき入札額が同額の者が 2 名以上となったときは、くじにより落札者を決定する。この場合においてくじを引かない者があるときは、当該入札の実施に係る事務に従事している宇美町役場の職員以外の職員が代わってくじを引くものとする。

2 1 . 流会

入札者がいないとき、又は入札額が売却予定価格に達しないときは、入札会を流会とする。

2 2 . 契約等に関する説明

落札者に対する契約等に関する説明を次の日時及び場所において行う。

- (1) 日時 入札会が終了した後、直ちに
- (2) 場所 宇美町役場 本館 1 階 第 2 会議室

2 3 . 買受代金の納付

落札者は、次の内容に従い買受代金を支払わなければならない。この場合においては、現金又は小切手（ただし、先日付小切手を除く。）のいずれの方法によっても良いものとする。

- (1) 買受代金納付期限 契約日から令和 8 年 4 月 17 日（金）までの間
- (2) 納付場所 宇美町役場会計課又は宇美町が指定する金融機関

2 4 . 落札決定等の取消し

町長は、落札者が次のいずれかに該当すると認めたときは、落札決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 落札決定後、この公告その他関係法令等に違反した事実があったと認められたとき。

- (2) 落札者が買受代金納付期限までに買受代金を納付しなかったとき。
- (3) 落札者が個人の場合にあっては死亡又は所在不明となった、法人の場合にあっては解散、破産又は設立許可の取消しがあったとき。

2 5. 落札を辞退した者又は買受代金を納付期限までに納付しない者に対する取扱い

落札者となった後に落札を故意に辞退した者又は買受代金を納付期限までに故意に納付しない者については、その者が納付した入札保証金又はこれに代わる担保を返還しないものとする。

2 6. 結果の公表

契約締結後、その落札内容（物件所在地、地目、面積、売却予定価格、入札参加者数、落札金額、法人個人の区分）を公表するものとする。

2 7. 所有権の移転登記

所有権の移転登記は、落札者が買受代金を全額納付したことが確認できた後に、町において速やかに行うものとする。

2 8. 名義変更に係る諸費用

名義変更に係る諸費用は、落札者が負担する。

2 9. その他

- (1) 公売物件は現状有姿にて引き渡すものとする。
- (2) 上下水道引込については、公売物件の利用計画に応じて対応が異なることとなるため、町上下水道課との事前協議を実施すること。
- (3) 町では土壤調査、地盤調査、地下埋設物調査等を実施していないため、町が関知していない土壤汚染、地盤沈下、地下埋設物等の調査費用、撤去費用等は落札者の負担とする。
- (4) 公売物件が、学校に隣接して位置している等の場合は、入札に参加しようとする者は、「4. 用途の禁止」各号のみならず、これらのこと留意して参加意思を決定すること。
- (5) この公告に定めのない事項については、宇美町契約規則その他関係法令等の規定に従うほか、町長が決定する。

3 0. 問合せ先

宇美町役場 管財課 契約資産係

T E L : (092)932-1111(代) (092)934-2268(直)

E-mail : kanzai@town.umi.lg.jp